

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 国による国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者に対する貸付金の金額は、埠頭群を構成する港湾施設の建設等に要する費用に充てる資金として国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者が港湾運営会社に対してする貸付けの金額の二分の一以内の金額とするものとする。 (第九条関係)

第二 国による国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者に対する貸付け及び当該貸付けに係る国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者による港湾運営会社に対する貸付けの条件の基準並びに加算金について所要の規定を定めるものとする。 (第十条関係)

第三 港湾法附則第三十一項の政令で定める国際拠点港湾は、名古屋港及び四日市港とするものとする。 (附則第十一項関係)

第四 その他所要の改正を行うものとする。

第五 附則

- 一 この政令は、平成二十三年十二月十五日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。 (附則第二条関係)

三 関係政令について所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第三条及び附則第四条関係)